

二〇二三年度募集

第七十四回 岡山県児童生徒文詩集

『おか山っ子』——作品募集要項——

趣旨

岡山県教職員組合は、作文教育発展のため過去七十三年間にわたり、『おか山っ子』の編集と活用に努めてきました。友だち、家族、地域の方とのかかわりや身近な暮らしぶりを書きつづることによって、子どもたちはよりいっそう生活をみつめることができ、考えを深めることができます。また、他の多くの子どもたちに共通の考える場を与え、ともにみがきあい、生活を向上させることができます。これらの点から作文教育の重要性を再確認し、本年度も次の要領により作品を募集します。

応募要項

一、応募資格

岡山県内小・中学校児童生徒

二、作品の内容

- 子どもらしい個性豊かなもので、真実性・創造性のある作品
- 地域社会に根ざし、生活に真剣にとりくみ、自分の考えを深めた作品
- 表現がたしかで、文章構成のしつかりした作品

三、作品の種目と枚数(字数)

▼以下に示す規定の範囲内であれば、字数の多少は審査基準としない。(一枚目の文題、学校名等も枚数のなかに含める)

●生活文

小学校一・二年：四〇〇字詰原稿用紙二枚以上三枚以内
〔「わかし書き」の場合は一枚加える。他の原稿用紙の場合は、四〇一字以上二二〇〇字以内〕
小学校三年以上：四〇〇字詰原稿用紙三枚以上五枚以内
中学校：四〇〇字詰原稿用紙四枚以上八枚以内
※「三枚以上」とは三枚目に一字でも記入があればよいこととする。

●詩(短歌・俳句・川柳を含む)

規定枚数を設けない。
※短歌は七首以上、俳句・川柳は七句以上で一点とする。

●その他(研究調査の記録・意見・論説・日記・紀行文・随筆・童話・小説・共同研究の記録・手紙など)

小学生：四〇〇字詰原稿用紙五枚以内
中学生：四〇〇字詰原稿用紙八枚以内

※出品点数は、全種目を通して一人一点とする。

※読書感想文は応募の対象としない。

四、原稿用紙の使い方

- 一枚目 第一行は文題
- 第二行は、〇〇立学校名・学年・名前を記す。
(ふりがな)
- 第三行目から本文を書く。

表記については教科書に準ずる(特に改行の場合は注意する)。

五、締切期日

二〇二四年一月中旬
本部審査以前におこなわれる支部審査の日を締切日とします。各支部書記局へ確認してください。

六、送付先

各支部書記局

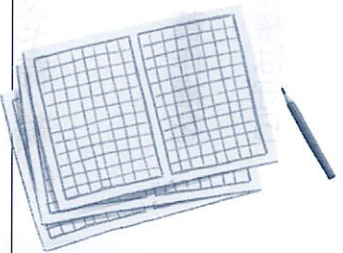
主催 岡山県教職員組合 後援 岡山県／岡山県教育委員会 岡山県PTA連合会／山陽新聞社 RSK山陽放送／NHK岡山放送局 FM岡山／岡山作文の会

応募のきまり

- 一、原稿用紙は右肩すみをとじる。
 - 二、各作品の一枚目、右肩欄外に市町村・種目を朱書する。
 - 三、図表、写真、地図などは別紙として、文末かまたは欄外に添付してもよい(別紙の場合は規定枚数には数えない)。
 - 四、特別な事情を除き、ワープロソフトでの応募は不可。
 - 五、応募作品は自筆の未発表作品に限る(コピー不可)。
 - 六、本部審査の対象となった作品は返却しない。
 - 七、著作権は岡山県教職員組合に所属する。
- ※著作権を侵害する作品がないよう、各学級で十分な指導をお願いします(裏面参照)。
- ※『おか山っ子』は、県内の一般書店等で販売されます。
応募の際は、作品中の個人情報(住所・病名等)に十分留意してください。

掲載・表彰規定

- ・本部最終審査においては、次の賞に該当する作品を選出する。
- ・特別賞・特選に選出された作品は、原則として『おか山っ子』に掲載し、特別賞の作者にのみ『おか山っ子』を贈呈する。
- ①特別賞 各学年一点
- 表彰式(三月十六日)をおこない、賞状・記念品を贈る。
- ②特選 各学年、特別賞を含めて最大十七点
- 賞状・記念品を贈る。
- ③入選 賞状を贈る。
- 『おか山っ子』巻末に学校名・名前・作品タイトルを掲載する。
- ④佳作 賞状を贈る。



版画・クロッキーの募集について

- ◎『おか山っ子』に掲載する版画、クロッキー、デッサン等を募集します。
- ・単色の作品に限ります(すべて黒で印刷されます)。
- ・市町村名・学校名・学年・名前を明記し、各支部書記局にお寄せください。
- ・できる限りコピー・データで送ってください。
- ・締め切り 二〇二四年二月十六日(金)
- ※詳しくは岡山県教職員組合本部にお問い合わせください。

岡山県教職員組合
岡山市中区西川原二五五番地
電話〇八六(二七二)一二七八



ちよさくけん

著作権について

作文や詩などを書くときの大切なルール

自分が書いた作文を、だれかがうつして「わたしの作文です」と言っていたら、だれでもおこったり、いやな気持ちになったりします。

だから、書いた人や作った人の権利を守るために「著作権」があります。著作権は、作文や詩、絵、音楽などを作った人を尊重するためにあります。

ほかの人の作文や絵を、そっくり写して書いたり、勝手にコピーして配ったりすると、著作権を守っていない（侵害している）ということになります。どんなに小さな子どもでも、著作権は守らなければなりません。

著作権を守るために、作文を書くときは次のような約束を守りましょう。

- 1 本や雑誌、新聞などに書いてあることを書き写して、自分の作品にはいけません。
- 2 インターネットで見つけた作品を書き写して、自分の作品にはいけません。
- 3 友だちの作品を書き写して、自分の作品にはいけません。

ただし、誰かの作品のよい書き方や表現の仕方を参考にすることは、自分の書く力をつけることになります。これまでの『おか山っ子』などを参考に、ぜひ工夫した作文を書いてみましょう。

また、自分の作文を分かりやすくするために、他の人が書いた文を、作者の名前を書いた上で一部書き写すことは、「引用」といってしてもいいことになっています。

「これは著作権を守っていないかな」など、著作権について不安に思ったり、分からないことがあったりしたら先生にきいてみましょう。

